

2026年3月16日

(ご連絡)  
社長 殿

コンプライアンス・リスク統括部長  
(コンプライアンス統括グループ)  
グループ戦略部長

## 「法人等のお客さまの情報の共同利用について（法人顧客等情報共同利用方針）」等の一部改定について

標記について、下記のとおりご連絡いたします。

### 記

#### 1. 要 旨

- 「**規程のグループ共通化**」や千葉銀行・グループ各社への M365 導入等に伴い、「法人等のお客さまの情報の共同利用について（法人顧客等情報共同利用方針）」（以下「法人顧客等情報共同利用方針」）及び「法人顧客等情報共同利用要領」を改定いたします。
- 「法人顧客等情報共同利用方針」は、規程改定について社内稟議により決裁してください。
- 「法人顧客等情報共同利用要領」はグループ共通規程に変更しますので、「千葉銀行が定めた方針・規程等の適用を受け、以降の改廃について千葉銀行の決定に従う」こと、及び、自社規程を廃止することを社内稟議により決裁してください。

#### 2. 改定内容等

##### (1) 対象の規程等及び改定内容

規程等	対象	改定内容
法人顧客等情報共同利用方針 ※グループ共通規程には変更せず	ちばぎん証券を除く、グループ各社	① 冒頭にて、共同利用中止の申出は、利用目的のア「千葉銀行グループの各種商品やサービスのご提案及びご提供のため」に係るもののみ受け付けることを明記（現行規程でも読み取れるが、明確化する趣旨） ② 「【共同利用の内容】(1)千葉銀行グループにおける共同利用 2. 共同利用者の範囲」について、下記のとおり変更 ・現行規程では個社名列挙のため、グループ会社追加等の都度、各社での改定稟議等が必要となっていることから、（個人情報保護宣言と同様に、）千葉銀行 HP 上のグループ各社一覧の URL リンクへ遷移する仕様に変更 ・ちばぎんアセットマネジメント及び

		TSUBASA-AML センターを共同利用者に追加（なお従来より、個人データの共同利用の範囲には当該2社も追加済み）。 ただし、 <u>ちばぎんアセットマネジメントの運用部との共有は、今後も一切不可</u>
法人顧客等情報共同利用要領 ※グループ共通規程に変更	ちばぎん証券を除く、グループ各社	① グループ共通規程に変更し、適用範囲を「当行」から「千葉銀行グループ」に変更 ② 規程の名称を「顧客等情報共同利用要領」に変更し、 <u>個人顧客等情報の共同利用の定めを追加</u> ③ M365 導入を踏まえ、以下の変更を実施 ・申請手続等の電子化 ・他社と共有する顧客情報が基本情報（名称・CIF 番号等）のみなら、申請不要とする。これに伴い、千葉銀行コンプライアンス・リスク統括部によるモニタリングを新設 ※②③の詳細については、別紙「(参考) 法人顧客等情報共同利用要領の改定内容について」をご参照ください。

## (2) 改定スケジュール

改定日：2026年4月1日（水）（予定）。

ただし、改定後規程の実際の適用開始日（「法人顧客等情報共同利用要領」に基づく申請手続等の電子化、共有する顧客情報が基本情報のみなら申請不要とする新運用の開始を含む）と、ちばぎんアセットマネジメント及び TSUBASA-AML センターとの法人顧客等情報の共同利用開始日は、M365 の各社導入が完了見込みである 4 月 13 日（月）（予定）とします。

## 3. 対応等

### (1) ホームページへの掲載

以下の①または②の通り、ホームページ上で周知手続きを実施してください。

①ホームページ上に「お知らせ」を掲載可能である会社

（※お客さま向けの「お知らせ」、「ニュースリリース」等のページがある会社）

実施日	対応
4月1日（水）	本件に関する「お知らせ」をホームページ上に掲載する。 ※「お知らせ」の内容は、別紙IVをご参照ください。
4月13日（月）	改定後（別紙Ⅰの改定後②）の法人顧客等情報共同利用方針をホームページ上に掲載する。

②ホームページ上に「お知らせ」を掲載するページがない会社

(※いわゆる「お知らせ」「ニュースリリース」等のページはないものの、ホームページのトップページ等に掲載可能である場合には、上記①のとおりご対応ください)

実施日	対応
4月1日(水)	改定後(別紙Ⅰの改定後①)の法人顧客等情報共同利用方針をホームページ上に掲載する。
4月13日(月)	改定後(別紙Ⅰの改定後②)の法人顧客等情報共同利用方針をホームページ上に掲載する。

## (2) 規程改定等の手続き (※銀行への個別協議・報告等は不要)

○「法人顧客等情報共同利用方針」は、別紙Ⅰ(新旧対照表等)を参考に、規程改定について社内稟議により決裁してください。

○「法人顧客等情報共同利用要領」はグループ共通規程に変更しますので、「千葉銀行が定めた方針・規程等の適用を受け、以降の改廃について千葉銀行の決定に従う」こと、及び、自社規程を廃止することを社内稟議により決裁してください(改定内容は別紙Ⅱ・Ⅲ、及び、別紙Ⅴ～Ⅶをご参照ください)。

※「法人顧客等情報共同利用方針」については、章・節・条数などは必要に応じて各社にて修正してください。

※4月1日の改定後も、改定後規程の適用開始日の前日である4月12日までは、「法人顧客等情報共同利用要領」に基づく申請手続等の電子化、共有する顧客情報が基本情報のみなら申請不要とする新運用の他、ちばぎんアセットマネジメント及びTSUBASA-AMLセンターとの法人顧客等情報の共同利用は開始できないことにご留意ください。

## (3) 共同利用の申請受付部署等

グループ会社	申請受付部署(注1)	対応部署(注2)
ちばぎんアセットマネジメント(株)	コンプライアンス部	コンプライアンス部
TSUBASA-AMLセンター(株)	総務部	総務部

(注1) 他のグループ会社(当行含む)からの共同利用申請を受付する部署。

(注2) 法人顧客等からの利用停止の申し出を受付する部署。

(注3) 2026年4月13日時点の申請受付部署一覧は、別紙Ⅲのとおり。

以 上

照 会 先	コンプライアンス・リスク統括部 コンプライアンス統括グループ 荻野(内7436)
-------	---